

調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書	連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名 ( )
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	1		円
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(四)「16」) × $\frac{\text{別表六の二(四)付表「5」}}{\text{別表六の二(四)付表「6」}}$ 又は $\frac{\text{別表六の二(四)付表「11」}}{\text{別表六の二(四)付表「12」}}$	2		
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(五)「5」と「10」のうち少ない金額) × $\frac{\text{別表六の二(五)付表「12」}}{\text{別表六の二(五)付表「13」}}$ + (別表六の二(五)「10」) - (別表六の二(五)「5」と「10」のうち少ない金額) × $\frac{\text{別表六の二(五)付表「1」} - \text{「12」}}{\text{別表六の二(五)付表「2」} - \text{「3」}}$	3		
平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(六)「10」) × $\frac{\text{別表六の二(六)付表「4」}}{\text{別表六の二(六)付表「5」}}$	4		
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(八)「8」+「16」)	5		
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(九)「8」)	6		
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十)「8」+「16」)	7		円
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十一)「9」+「17」)	8		
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十四)「9」)	9		
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十五)「9」)	10		
特定地域基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十六)「12」) × $\frac{\text{別表六の二(十六)付表「12」}}{\text{別表六の二(十六)付表「7」}}$	11		
地方事業所基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十六)「43」) × $\frac{\text{別表六の二(十六)付表三「10」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「11」}}$ 又は $\frac{\text{別表六の二(十六)付表三「15」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「16」}}$	12		
地方事業所特別基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十六)「49」) × $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「42」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「18」}}$	13		
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十八)「8」+「16」)	14		
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十九)「9」+「17」)	15		
雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十)「38」) × $\frac{\text{別表六の二(二十)付表二「9」}}{\text{別表六の二(二十)付表二「10」}}$ 又は $\frac{\text{別表六の二(二十)付表二「12」}}{\text{別表六の二(二十)付表二「13」}}$	16		
中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十一)「19」) × $\frac{\text{別表六の二(二十一)付表「4」}}{\text{別表六の二(二十一)付表「5」}}$	17		
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十二)「14」)	18		
復興産業集積区域等において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十三)「14」+「22」)	19		
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十四)「17」) × $\frac{\text{別表六の二(二十四)「3」}}{\text{別表六の二(二十四)「12」}}$ 又は $\left[ \begin{array}{l} (\text{別表六の二(二十四)「17」}) \times \frac{\text{別表六の二(二十四)「7」}}{\text{別表六の二(二十四)「14」}} \\ + (\text{別表六の二(二十四)「17」}) \times \frac{\text{別表六の二(二十四)「14」}}{\text{別表六の二(二十四)「7」}} \end{array} \right]$	20		
連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)「5」)+(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)-(10)-(11)-(12)-(13)-(14)-(15)-(16)-(17)-(18)-(19)-(20)	21		
連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)「5」)+(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)-(10)-(11)-(12)-(13)-(14)-(15)-(16)-(17)-(18)-(19)-(20)	22		

## 別表六の二（十七）付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額 1」は、各連結法人の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額に令第155条の25第1号（連結留保金額の計算上控除する道府県民

税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。

3 「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額<sup>21</sup>  
〔別表六の二(十七)「5」+(1)-(5)-(6)-(7)-(8)-(14)-(15)-(19)-(20)〕  
及び

「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額  
〔別表六の二(十七)「5」+(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)-(10)-(11)-(12)-(13)-(14)-(15)-(16)-(17)-(18)-(19)-(20)〕」  
の各欄は、別表六の二(十七)「5」の欄に外書きした金額を「別表六の二(十七)「5」」に含めて計算します。